

## 遺産分割協議書 12 (分割協議の対象とならなかった財産の対処)

### 1 改めて遺産分割を行う場合

第〇条 本遺産分割協議の対象にならなかった被相続人の遺産が後日に確認または発見された場合は、その遺産について、相続人間で改めて協議し、分割を行うものとする。

### 2 再度の遺産分割を避けたい場合

第〇条 本協議書に記載のない遺産および後日発見された遺産の一切は、相続人●●●●が取得する。

せっかく遺産分割が成立したとしても、財産の記載漏れがある場合は、その財産については再度遺産分割協議が必要となります。遺産分割の際に財産リストを正確に作成して、財産に漏れがないようにする必要がありますが、記載漏れは仕方がない場合もあります。財産の記載漏れに備えて、条項の最後に「上記記載の以外の財産は、〇〇が取得する」というような文言をいれておけば、万が一財産の漏れがあったとしてもカバーすることができます。